

いきいきふれあいのつどい交付金使い道について

※つどい（介護予防）活動のための交付金です。

	科目	説明	具体例
対 象	人件費	事業の推進を図るにあたって中心となって活動する方への人件費および活動を支援する支援員（スタッフ）に対する人件費。 ※参加者に対する謝礼は除く。	代表又は副代表、事務局、送迎等のお手伝い代等
	講師謝礼	活動時に指導する講師に対する謝礼。	お礼の品（現金および菓子折り等）
	交通費	研修旅行や施設体験時の移動手段における費用。 ※市や県からバス助成金がある場合は、その金額を除く。	バス代、（ジャンボ）タクシー代、電車賃等
	消耗品費	つどい活動時、短期間で消耗する物品の購入費用。 ※個人配布用は対象外	文房具、ティッシュ、手指消毒液、ゲーム等大会の景品（食糧費除く）
	印刷製本費（印刷費）	活動の案内や、チラシ作成時に発生する費用。	コピー用紙代、インク代
	会場使用料	公民館・集会場および研修旅行や施設体験時に発生する料金。	公民館・集会場の使用料、施設入館料
	光熱水費	つどい活動時に使用する会場の電気代、水道代等。 ※他団体と共有して利用する（つどい団体以外も利用する）場合については、利用時間や専有面積による按分等により運用をしてください。 ※会場使用料に含まれる場合は、会場使用料計上	水道代、電気代、ガス代
	通信運搬費	つどい活動時に使用する、書類等の郵送費。	封筒、切手代、ハガキ代
	保険料	移動や活動時に発生した際の災害に対する保険。	スポーツ保険料、社協ボランティア保険料等
非 対 象	備品購入費	つどい活動で長期に使用する物品等。 ※事業計画との整合性が必要です。自治振興会、公民館等他団体と共同で使用する場合は、利用時間による按分をしてください。 <u>※家電製品に関しては、購入前に事前に相談してください。</u>	スポーツ用品、調理で使用する食器等
	食糧費	この交付金は、国・県・市の税金や介護保険料を財源としています。介護保険でデイサービスや施設を利用している方々は、食事代は実費であり、その介護給付費と基準は同じのため対象外。	弁当、お菓子、飲料、調理材料等
	慶弔費	交付金使用の対象外。	香典
	会費	交付金使用の対象外。	シニアクラブ会費等

※上記以外に高額になる物品（1万円以上）を購入希望された場合および購入を迷われた際は、事前にご相談ください。

問合せ：越前市長寿福祉課 ☎0778-22-3784